

○岡山理科大学生命科学部履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学生命科学部履修規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学学則(以下「学則」という。)第9条及び第29条第4項に基づき、生命科学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(教育課程の編成)

第2条 学則第9条第1項に基づき、学部・学科の教育目標を達成するため、次の各号の科目区分によって授業科目を編成する。

(1)基盤教育科目

基盤科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養うことを目的とし、「ライフ・キャリアデザイン系科目」「人間・社会科学系科目」「科学技術系科目」「外国語系科目」「ブランド系科目」で構成する。

(2)専門教育科目

専門教育科目は、専門分野において基礎となる科目及び必要とする科目で構成する。

(3)教職関連科目

教職関連科目は、教育職員免許状を取得するために必要な科目として構成する。

(4)学芸員関連科目

学芸員関連科目は、学芸員資格を取得するために必要な科目として構成する。

(授業科目の単位数及び必修・選択の別)

第3条 1単位の学修時間は、学則第11条に基づき、教室内時間(授業時間)及び教室外時間(自学自習時間)を合わせて45時間とし、授業科目の単位数は授業の方法に応じて、次のように定める。

(1)講義及び演習は、授業時間15時間をもって1単位とする。

(2)実験、実習及び実技は、授業時間30時間をもって1単位、45時間をもって1.5単位とする。

2 開講する授業の科目名、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅰのとおりとする。

3 教育職員免許状取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は別表Ⅱのとおりとする。

4 学芸員資格取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は別表Ⅲのとおりとする。

(授業時間)

第4条 本学の授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:10~10:40	10:55~12:25	13:15~14:45	15:00~16:30	16:45~18:15

(授業科目の履修)

第5条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。但し、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。

3 同一名称科目を除く他学科や他学部の専門教育科目は、申請により履修することができる。修得した単位の取扱いは、第10条に定める。

4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。

5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 第6条 履修登録単位数の上限は、1年間に49単位とする。

2 前項の履修登録単位数には、次に掲げる授業科目の単位数は算入しない。

<基盤教育科目>

「企業情報特論」「インターンシップA」「インターンシップB」「インターンシップC」

「社会・産業実習」「産業課題研究演習」「グローバル研修ⅠA」「グローバル研修ⅠB」

「グローバル研修ⅠC」「グローバル研修ⅡA」「グローバル研修ⅡB」「グローバル研修Ⅲ」

「ワインプロジェクト実習1」、「ワインプロジェクト実習2」、「ワインプロジェクト実習

3」

<教職関連科目>

教職関連科目の全授業科目

<学芸員関連科目>

学芸員関連科目の全授業科目

＜検定試験による単位認定科目＞

「検定英語（上級）」

＜単位互換科目＞

放送大学等、他大学との単位互換科目

- 3 本条第1項の定めにかかわらず、前年度（秋入学者においては、前年度秋学期と当年度春学期）の取得単位数が30単位以上、かつ前年度（秋入学者においては、前年度秋学期と当年度春学期）Grade Point Average（以下「GPA」という。）が3.0以上の者に対しては、年間57単位まで履修を認める。

（グローバル研修・検定試験による学修の単位認定）

第7条 国外の大学との協定に基づき実施するグローバル研修により取得した単位に対して「岡山理科大学グローバル研修規程」に基づき、次のとおり単位を認定する。

科目の区分	認定する授業科目名	単位数
基盤教育科目	グローバル研修ⅠA	1
	グローバル研修ⅠB	1
	グローバル研修ⅠC	1
	グローバル研修ⅡA	2
	グローバル研修ⅡB	2
	グローバル研修Ⅲ	3

- 2 検定試験による学修に対して「岡山理科大学外部検定試験による単位認定に関する規程」に基づき、次のとおり単位を認定する。

対象学科	科目の区分	認定する科目名	単位数
全学科	基盤教育科目	検定英語（上級）	2

（単位の認定と学習の評価）

第8条 学則第29条に基づく単位の認定及び第30条に基づく学習の評価は、科目ごとに次の等位（評価基準）によって行う。

評点	評価	判定	Grade Point (GP)
100点～90点	S（秀）	単位認定	4
89点～80点	A（優）	単位認定	3
79点～70点	B（良）	単位認定	2
69点～60点	C（可）	単位認定	1
59点～0点	D（不可）	単位不認定	0
受講・受験せず ※	E	単位不認定	0
合格	O	単位認定	—
合格	P	単位認定	3
不合格	X	単位不認定	—
不合格	Y	単位不認定	0
科目認定	N	単位認定	—

※出席時間数が授業科目における規定時間数の3分の2を超えていない場合又は期末試験等を受験していない場合。

- 2 GPA（履修した科目1単位あたりのGPの平均値）の算出方法は以下のとおりとする。

$$\frac{(Sの単位数) \times 4 + (Aの単位数) \times 3 + (Bの単位数) \times 2 + (Cの単位数) \times 1}{\text{総履修登録単位数}}$$

※小数点第3位以下を切り捨てる。

※総履修登録単位数には、成績評価D、Eの単位数を含む。

※成績評価O、X、Nの単位数は、GPA算出に含めない。

- 3 成績の概況を判断する指標として、GPAを用いる。また、GPAの値に対する成績の目安は次の表のとおりとする。

GPA	成績の目安
4.00～3.00	優秀
2.99～2.00	良好
1.99～1.50	普通
1.49～1.00	やや問題あり
0.99～0.00	相談を要す

- 4 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」（現時点では良好）、「I」（努力を要する）、「J」（相当な努力を要する）、「K」（単位修得の可能性なし）で表示し、学習指導上の参考とする。

（進級判定基準）

第9条 2年次から3年次、3年次から4年次に進級する際は、以下の進級判定基準を満たすものとする。

2年次→3年次

学科	修得単位数			条件
	基盤教育科目	専門教育科目	合計	
生物科学科			70	情報リテラシーを修得すること。

3年次→4年次

学科	修得単位数			条件
	基盤教育科目	専門教育科目	合計	
生物科学科	30	70	108	1. 基盤教育科目の外国語系科目については、卒業要件を満たす6単位以上を修得すること。 2. 共通専門科目を14単位以上修得すること。 3. 所属コースの実験科目3単位と所属以外のコースの実験科目を1科目3単位以上修得すること。ただし、生物生産コースの水産生物学実習は修得しなければならない実験科目から除く。

（注）基盤教育科目のブランド系科目は6単位までを、進級・卒業に必要な総単位数、基盤教育科目単位数に算入することができる。

ただし、「ワインプロジェクト実習1・2・3」は、卒業・進級に必要な単位に含めることができない。

（卒業要件）

第10条 学則第33条に基づき、本大学に4年以上在学し、別表Iに定める必修科目をすべて修得した上で、次に示す科目区分ごとに定める単位数を満たし、合計124単位以上修得した者に対し、卒業を認定する。

科目区分	修得すべき単位数	合計
基盤教育科目	34以上	124以上
専門教育科目	80以上	

（注）

- (1) 共通専門科目から14単位以上修得すること。
- (2) 所属コースの選択科目から、実験科目を含めて13単位以上を修得すること。また、所属以外のコースの実験科目を1科目3単位以上修得すること。
ただし、生物生産コースの水産生物学実習は修得しなければならない実験科目から除く。
- (3) 教員養成プロジェクト関連科目の履修により取得した単位は、卒業に必要な単位に加えることはできない。
- (4) 基盤教育科目の外国語系科目は、卒業要件を満たす6単位以上を修得すること。
- (5) 基盤教育科目及び専門教育科目別表Iの備考欄及び欄外の条件を満たすこと。
- (6) 基盤教育科目のブランド系科目は6単位までを、卒業に必要な総単位数、基盤教育科目単位数に算入することができる。
- (7) 教職関連科目及び学芸員関連科目は、卒業・進級に必要な単位に含めることができない。
- (8) 同一名称科目を除く他学科や他学部専門教育科目は履修することができ、取得した単位は卒業、進級に要する総単位数（卒業所要単位124単位）に含めることができる。

ただし、上記取得単位は、自学科専門教育科目の所要単位数に含めることはできない。
(ブランドプログラムの修了認定)

第11条 次に示すブランドプログラムにおいては、プログラム毎に定める条件に基づき、修了を認定する。

ブランドプログラム名
IB 教員養成プログラム
ワインプロジェクトプログラム
科学ボランティアリーダー養成プログラム
リーダー養成プログラム
マナーマイスタープログラム

2 修了に必要な条件は別に定める。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、生命科学部教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和4年3月24日 第12回大学協議会)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。